

ます参議院議員のこういつた修正こ
その、その参議院の意義を高からし
めるのであると考ふるものでありま
す。第三に、この問題に續きまして、
地方自治委員会、公安廳或いは建設院
の問題を御審議を願わなければなら
せんが、そういつたものの模範とし
て、かりそめにも汚點のない模範的な
労働省を出発させるという理由に外な
りません。尙老婆心にもう一言申上げ
て置きますが、このために、重要な建
設省、労働省が多少遅れるとか、或い
はまあ色々常識、人情論もございま
すが、そういつた問題につきまして
は、爾今國會法第四十四條にございま
す合同審査會の準備審査ということ
今後開くことにいたしましたして、豫め兩
院で連絡の審査會を開いて、それで以
て参議院の持つております職能代表
的な知識を活用して、以てこういふ矛盾
をできるだけ少なくするといふような
ふうにしたらどうかと考えておりま
す。以上であります。

○委員長(下條康磨君) 外に御意見は
ございせんか……
別に御意見はないようでありますか
ら、修正案に對する討論は終結したも
のと認めます。
それでは労働省設置法案の採決に入
ります。先づ小野委員の修正案を議題
といたします。小野委員の修正案に御
賛成のお方の御起立を願います。
〔議員起立〕
○委員長(下條康磨君) 全會一致であ
ります。
次いで修正の部分を除いた原案につ
いて御賛成の方の御起立を願います。
〔議員起立〕
○委員長(下條康磨君) 全會一致であ
ります。

ります。よつて本案は修正議決すべき
ものと決定いたしました。
この際私から一言所感を述べたいと
存じます。段々委員会におきまして僕
重審議を煩わしました結果、漸く労働
省設置法案が本委員会において決定に
なりましたことは、誠に段々の御苦心
に對して感謝に堪えない次第でありま
す。
顧みますと、この社會問題に關しま
して、從來幾分か社會全體が敏達する
ような態度であつたことは否めない事
實でありまして、大變古いことを申上
げて恐縮でありますけれども、私が若
い頃に内閣書記官でありました時に、
丁度明治の末年に、衆議院で、社會政
策に關する質問が出たことがありまし
るが、當時西園寺内閣總理大臣は社會
政策といふことをお知りなかつた。
私は偶々その方を研究しておつた局
に、それに関する答辯書を書いたこと
を今に記憶いたしておりますが、そ
ういふような關係によりまして、社會
問題が逐年その重要性を増加しておる
に拘わらず、社會問題に關する部局が
なか／＼建設できない。できましても
内閣部局にちよつと付けて置くような
ことでありまして、社會局といふのが
できたのは随分後のことで、而も内務
省の僅か片隅にできたような次第であ
ります。その後の情勢は、そういふよ
うな状態を續けておりましたが、やは
り必要は迫つて参りました。數年前に
厚生省ができたのであります。その
厚生省の時にも社會省といふ名前を付
けられなかつた。福審院におきまして
厚生といふ字を付けられました。名付
け親は南弘さんであります。そうい
うような餘りはつきりしない名前が付

けられたようなわけであつたのであり
ますが、今回労働省と立派に銘打つ
て、社會問題中最も重要なこの労働
問題に關する專管の部局ができたとい
うことは、誠に政府の苦心もさること
ながら、これは確かに時代の推移を物
語るものであると考へまして、今後の
労働行政の、米窪大臣その他各員に對
して大いに御努力を願いたいといふ
うに申上げたいと思ひます。
さて今成立いたしました修正案につ
いて、いろ／＼今討論の際に御意見が
ありました。一々御尤もであります。
要するにこの修正案の簡條は極めて簡
單な簡條でありまして、一見甚だ重要
でないかの如く見えますが、その中に
含むところの意義は極めて重大なもの
を包含しておるのであります。即ち
新憲法の精神に基く國會至上主義とい
うものがここに確立されたのでありま
して、この點はとにかく第一回國會に
おきまする劃期的の處置であつたとい
うように、この委員会が自負してよい
であらうと思ひます。この間
吉川委員がごにお述べになりました
通り、若し政府の提案に何か不十分の
所があり、それが衆議院をそのまま通
つて来た場合に、誰がこれを是正する
か。福審院なき後において、これを是
正するものは我が参議院あるのみであ
ります。我々は憲法の番人として、この
重要な職責を非常に重く考へておるの
であります。さういふ意味の職責を
今日盡し得たことを我々は満足しなけ
ればならぬように思ひます。従いまし
て、若しこの労働省が設置されたこと
につきまして、それが遅れた責任が参議
院にあるかの如きことを申す者があ
らば、それは非常な誤まりでありま

して、その案ができました上に、相當
な不十分の點があつたことに對する政
府の責任並びにそれを審議された衆議
院に責があるものであります。我々はそ
の責は少しも負ふ所がないといふよう
に考へておるのであります。恐らく衆
議院におきましても、この修正案の内
容を見られたならば納得せられまし
て、最も賢明な處置を採られるであら
うといふことを確信して疑わぬのであ
ります。この段のこの際意見を申しま
す。(拍手)
尙本會議における委員長の口頭報告
の内容は豫め多數意見者の承認を得な
ければならぬことになつております
が、實はまだできておりませんので、
これは本法案の内容並びに本委員会に
おける質疑應答の要旨、討論の要旨及
び表決の結果を報告するものとして、
委員長にお委せを願いたいと思ひま
す。如何ですか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(下條康磨君) 御異議ないと
認めます。それから本院規則第七十二
條によりまして、委員長が議院に報告
する報告書につきまして、多數意見者
の署名が要ることになつております。
本案の修正議決を可とせられる方は順
次御署名を願います。
(多數意見者署名)
○委員長(下條康磨君) それでは御署
名漏れがなければこれで散會いたしま
す。
午前十時五十五分散會
出席者は左の通り。
委員長 下條 康磨君
理事 太田 敏兄君
西山 龜七君

委員
山下 義信君
岩崎正三郎君
田中 利勝君
吉川末次郎君
今泉 政喜君
北村 一男君
中川 幸平君
竹中 七郎君
平野善治郎君
深川タマエ君
小川 友三君
小野 哲君
鈴木 憲一君
千田 正君
西田 天香君
駒井 藤平君
兼岩 傳一君
米窪 滿亮君

政府委員
厚生事務官 吉武 惠市君
勞政局長

参議院事務局
印刷者 印刷局